

特集1

DV相談支援室を開設しました。

(八潮市配偶者暴力相談支援センター)

相談電話 996-3955

〈女性相談員が対応する時間〉

DV相談支援室では、専門の女性相談員が対応する時間を設けています。ご利用ください。

日時 毎週 月・金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時



配偶者や恋人からの暴力で悩んでいる方は、ひとりで悩まないでDV相談支援室をご利用ください。
DV相談支援室では、配偶者や恋人からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者の安全と自立のために必要な支援を行います。

○相談(電話・面接)

電話相談…DVに関する事で、お困りのことがありましたら、まずはお電話をください。予約は不要です。

面接相談…面接相談を希望する方は、電話で予約をしてください。相談場所は、予約後お知らせします。

○支援(情報提供・助言・連絡調整)

情報提供…他の相談窓口や民間支援団体の情報、一時保護施設(シエルター)などの情報提供を行います。

助言…制度の利用方法や、必要に応じ専門的な助言を行います。

連絡調整…警察や福祉事務所、県、他市町村などとの連絡調整を行います。

■相談者支援の流れ



悩んでいるあなたに～女性相談

DVやセクシュアル・ハラスメント、家族の問題など、女性としてのさまざまな悩み…

ひとりで途方にくれたり、悩んでいないで、女性相談を訪ねてみましょう。

きっと、気持ちが楽になり、力がわいてきます。

相談は無料です。秘密は守ります。

相談日…毎週水曜日(予約制、1人50分)

相談場所…駅前出張所内相談室

時間…午前10時～正午 午後1時～4時

予約電話…996-2159

女性の権利110番 (弁護士による臨時電話法律相談)

女性に対する暴力(DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント)を中心とする、女性の権利一般に関する110番です。

実施日…6月24日(月) 午前10時～午後4時

相談電話番号…048-864-7013

主催…日本弁護士連合会、埼玉弁護士会、埼玉県

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは
夫婦や恋人など親密な関係で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、親しい関係でも暴力は許されるものではありません。

DV被害者を支援するための法律として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が定められています。

いろいろな形態の暴力があります

- ◆**身体に対する暴力**
殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばす・刃物を振りかざすなど
- ◆**精神的暴力**
怒鳴る・無視する・暴言・行動を監視する・大事なものを壊すなど
- ◆**性的暴力**
性行為の強要・避妊に協力しないなど
- ◆**経済的暴力**
生活費を渡さない・収入をとりあげる・使途を細かくチェックするなど
- ◆**子どもを利用した暴力**
子どもへの加害をほめめかす・子どもに被害者が悪いと思わせるなど